

堺市グリーン調達方針

令和 7（2025）年 4 月

目次

1 用語の定義.....	p.2
2 適用範囲.....	p.2
3 物品等の調達に関する基本的考え方.....	p.2
4 堺市特定調達物品等の調達に関する基本的な考え方.....	p.3
5 実績の公表.....	p.3
6 本方針の見直し.....	p.3
7 施行時期.....	p.3
別紙 1 堺市グリーン購入特定調達品目の分野・品目.....	p.4
別紙 2 堺市特定調達物品等（グリーン調達適合物品等）の判断の基準.....	p.6
1 紙類.....	p.7
2 文具類.....	p.9
3 オフィス家具等.....	p.14
4 O A 機器（画像機器等）.....	p.15
5 O A 機器（電子計算機等）.....	P.16
6 O A 機器（オフィス機器等）.....	p.17
7 移動電話等.....	p.18
8 家電製品.....	p.19
9 エアコン等.....	p.20
10 温水器等.....	p.22
11 照明.....	p.23
12 自動車等.....	p.24
13 消火器.....	p.26
14 制服・作業服等.....	p.27
15 インテリア・寝装寝具.....	p.28
16 作業手袋.....	p.29
17 その他の繊維製品.....	p.30
18 設備.....	p.31
19 災害備蓄用品.....	p.32
20 公共工事.....	p.33
2 1 -1 役務（印刷〔外部発注〕）.....	p.39
2 1 -2 役務（印刷以外）.....	p.41
2 2 ごみ袋等.....	p.43
（参考 1）判断の目安となるラベル・表示等の一覧.....	p.44
（参考 2）環境物品等に関する情報の入手先一覧.....	p.46

堺市グリーン調達方針

地球温暖化に伴う気候変動や海洋プラスチック問題、生物多様性の保全など、様々な環境問題が深刻化の一途を辿り、人類の生存基盤である地球環境が非常事態と言える危機に瀕している。これら環境問題を克服するためには、化石燃料への依存や大量生産・消費型の社会・経済システムの根本的な変革に加え、様々なルールや制度の構築、ビジネスモデルの転換や、個人の価値観・行動の変容が強く求められる。

堺環境戦略に掲げる都市像の 1 つである「環境と経済とが調和する循環都市」の実現に向けては、市民生活や事業活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）について、グリーン調達（品質や価格だけでなく環境保全の観点も踏まえ、その必要性を十分に考慮し、環境負荷ができる限り低減された物品等を優先的に調達すること）を推進することで、環境配慮型のビジネスモデルへの転換を促すことが重要である。

本方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。（以下「グリーン購入法」という。））」を踏まえ、自らが事業者であり消費者でもある市が、行政運営上必要となる物品等について、グリーン調達の推進を図ることを目的に策定するものである。これを呼び水として市民及び事業者へと取組の輪を広げることで、SDGs の達成に寄与し、堺環境戦略に掲げる「全ての人が幸せに暮らす、持続可能な環境イノベーション都市」の実現に向けた全てのステークホルダーの取組をけん引する。

1 用語の定義

(1) 環境物品等

グリーン購入法第2条に規定する、環境負荷ができる限り低減された物品等として、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア. 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品
- イ. 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- ウ. 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

(2) 堺市特定調達品目

本市が重点的にグリーン調達を推進すべき環境物品等の種類をいい、別紙1に定めるとおりとする。本方針において「グリーン調達推進品目」と同義とする。

(3) 堺市特定調達物品等

堺市特定調達品目ごとに定める「判断の基準」を満たす物品等をいい、「判断の基準」は別紙2に定めるとおりとする。本方針において「グリーン調達適合物品等」と同義とする。

2 適用範囲

- (1) 本方針は、市の全ての組織に適用する。
- (2) 市の外郭団体に対しては、市に準じたグリーン調達を推進するよう要請する。
- (3) 市民及び事業者等に対しては、市の取組状況や環境物品等に関する情報を提供するなど、それぞれの立場でグリーン調達が推進されるよう普及啓発を行う。

3 物品等の調達に関する基本的考え方

本市は、物品等の調達にあたっては、次の事項に留意の上、グリーン調達を推進するものとする。

- ・調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用に努めること。
- ・グリーン調達の推進を理由として物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮すること。
- ・調達した環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄等に留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努めること。

なお、新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークや Web 会議システム

の導入による非対面業務への切替を進めるに当たっても、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう配慮するものとする。

4 堺市特定調達物品等の調達に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

堺市特定調達品目については、原則として堺市特定調達物品等（グリーン調達適合物品等）を優先的に調達するものとする。ただし、堺市特定調達物品等の取扱いが無い場合、必要な品質・性能等を確保するうえで判断の基準によりがたい場合や、予算措置の状況等から堺市特定調達物品等の選択が困難な場合は、この限りでない。

なお、公共工事においては、事業ごとの特性、必要される強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意し、グリーン調達を推進することとする。

(2) 堺市特定調達品目及びその判断の基準等

堺市特定調達品目（グリーン調達推進品目）は、別紙 1 に定めるとおりとする。

また、堺市特定調達物品等（グリーン調達適合物品等）であるための「判断の基準」は、別紙 2 に定めるとおりとする。

5 実績の公表

本市は、特定調達物品等の調達実績の概要について、毎年度公表する。

6 本方針の見直し

本方針は、社会情勢の変化及び技術の進歩等に合わせて、適宜見直しを行う。

7 施行時期

本方針は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別紙 1 堺市特定調達品目の分野・品目

	分野	品目
1	紙類	・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 ・トイレトペーパー ・ティッシュペーパー
2	文具類	・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレイ ・消しゴム ・ステープラー（汎用型） ・ステープラー（汎用型以外） ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体） ・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター ・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース） ・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動） ・O Aクリーナー（ウェットタイプ） ・O Aクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・O Aフィルター（枠あり） ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・O H Pフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形）（補充用を含む。） ・のり（テープ） ・ファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。） ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒（紙製） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーサー ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド
3	オフィス家具等	・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイスタンド
4	画像機器等	・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ
5	電子計算機等	・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア
6	オフィス機器等	・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小形充電式電池
7	移動電話等	・携帯電話 ・P H S ・スマートフォン
8	家電製品	・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ
9	エアコン等	・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ
10	温水器等	・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水機器 ・石油温水機器 ・ガス調理機器
11	照明	・LED 照明器具 ・LED を光源とした内照式表示灯 ・電球形 LED ランプ
12	自動車等	・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・2サイクルエンジン油
13	消火器	・消火器
14	制服・作業服	・制服 ・作業服 ・帽子 ・靴

15	インテリア ・寝装寝具	・カーテン・布製ブラインド・金属製ブラインド ・タイルカーペット・ニードルパンチカーペット ・タフテッドカーペット・織じゅうたん ・毛布・ふとん・ベッドフレーム・マットレス
16	作業手袋	・作業手袋
17	その他繊維製品	・集会用テント・ブルーシート・防球ネット ・旗・のぼり・幕・モップ
18	設備	・太陽光発電システム（公共・産業用）・太陽熱利用システム（公共・産業用） ・燃料電池・エネルギー管理システム・生ゴミ処理機・節水器具 ・給水栓・日射調整フィルム・低放射フィルム ・テレワーク用ライセンス・Web 会議システム
19	災害備蓄用品	・災害備蓄用飲料水・アルファ化米・保存パン・乾パン ・レトルト食品等・栄養調整食品・フリーズドライ食品 ・備蓄用作業服・非常用携帯燃料・携帯発電機・非常用携帯電源 *毛布 *作業手袋 *テント *ブルーシート *一次電池（*は他の分野と同一品目）
20	公共工事	【資材】 ・建設汚泥から再生した処理土・土工用水砕スラグ ・銅スラグを用いたケーソン中詰め材・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 ・地盤改良用製鋼スラグ・高炉スラグ骨材 ・フェロニッケルスラグ骨材・銅スラグ骨材・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生加熱アスファルト混合物・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 ・中温化アスファルト混合物・鉄鋼スラグ混入路盤材 ・再生骨材等・間伐材・高炉セメント・フライアッシュセメント ・エコセメント・透水性コンクリート・鉄鋼スラグブロック ・フライアッシュを用いた吹付けコンクリート・下塗用塗料（重防食） ・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料・高日射反射率塗料 ・高日射反射率防水・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） ・再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） ・バークたい肥・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） ・LED 道路照明・再生プラスチック製中央分離帯ブロック ・セラミックタイル・断熱サッシ・ドア・製材・集成材・合板 ・単板積層材・直交集成板・フローリング・パーティクルボード ・繊維板・木質系セメント板・木材・プラスチック再生複合材製品 ・ビニル系床材・断熱材・照明制御システム・変圧器 ・吸収冷温水機・氷蓄熱式空調機器 ・ガスエンジンヒートポンプ式空調機・送風機・ポンプ ・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器・大便器 ・再生材料を使用した型枠・合板型枠 【建設機械】 ・排出ガス対策型建設機械・低騒音型建設機械 【工法】 ・低品質土有効利用工法・建設汚泥再生処理工法 ・コンクリート塊再生処理工法・路上表層再生工法 ・路上再生路盤工法・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 ・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 【目的物】 ・排水性舗装・透水性舗装・屋上緑化
21-1	役務（印刷）	・印刷（外部発注）
21-2	役務（印刷以外）	・省エネルギー診断・食堂・自動車専用タイヤ更生 ・自動車整備・庁舎管理・植栽管理・加煙試験・清掃 ・タイルカーペット洗浄・機密文書処理・害虫防除 ・輸配送・旅客輸送（自動車）・庁舎等において営業を行う小売業務 ・クリーニング・飲料自動販売機設置・引越輸送・会議運営 ・印刷機能等提供業務
22	ごみ袋等	・プラスチック製ごみ袋

別紙 2 堺市特定調達物品等の判断の基準

国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」（以下「グリーン購入法基本方針」という。）では、特定調達品目の環境負荷の特性等に応じて、「判断の基準」と「配慮事項」が定められています。

「**判断の基準**」は、品目によっては、より高い環境性能を示すものとして「基準値 1」、最低限満たすべきものとして「基準値 2」の 2 段階設定を行っているものがあります。

「**配慮事項**」は、特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって更に配慮することが望ましい事項として定められています。

本市では、堺市特定調達品目の環境負荷の特性等に応じて、グリーン購入法基本方針を基に、「**判断の基準**」を定めています。この「判断の基準」を満たした物品及び役務が、**堺市特定調達物品等（グリーン調達適合品）**となります。

1 紙類

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

以下、一部抜粋して記載する。

推進品目	判断の基準
コピー用紙	総合評価値が 80 以上
	バージンパルプの合法性の担保
	総合評価値・内訳の表示
塗工されていない印刷用紙	総合評価値が 80 以上
塗工されている印刷用紙	原料の持続可能性の担保（※注 以外の原料の不使用）
	バージンパルプの合法性の担保
	総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供
フォーム用紙	古紙パルプ配合率 70%以上
	白色度 70%程度以下（フォーム用紙）
	バージンパルプの合法性の担保
インクジェットカラープリンター用	塗工量が両面で 12g/m ² 以下（フォーム用紙）
塗工紙	塗工量が両面で 20g/m ² 以下、片面 12g/m ² 以下（インクジェットカラープリンター用塗工紙）
トイレットペーパー	古紙パルプ配合率 100%
ティッシュペーパー	

※注 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ、その他の持続可能性を目指したパルプ

(2) 判断の目安

推進品目に以下のようなラベル・表示等がついているものを選択する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

用途	推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
		優先順位 1	優先順位 2
情報用紙	コピー用紙 ・PPC 用紙、PPC カラー用紙、共用紙等	グリーン 購入法 適合 グリーン購入法適合商品 エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例  エコマーク	GPN エコ商品 ねっと掲載 G 法 適合 「エコ商品ねっと」掲載商品
	フォーム用紙 ・NIP 用紙等		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・スーパーファイン紙等		
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙 ・上質紙、中質紙、更紙、プロッター用紙、マルチカード等		
	塗工されている印刷用紙 ・アート紙、コート紙、マット紙等		
衛生用紙	トイレットペーパー		
	ティッシュペーパー ・ボックスタイプ、ポケットタイプ、ピロータイプ		

【判断の基準に関連するラベル・表示等】

「判断の基準」記載項目	目安となるラベル・表示等
総合評価指標	総合評価値 80 ・国産パルプ製合板 ・国産国産紙パルプ製製合板 ・国産国産パルプ製製合板 ・その他国産製材等を使用したパルプ ・国産紙 ・国産 : 10% : 5% : 10% : 10% : 10% : 10% 【参照先】 http://www.scc.paper.co.jp/hyoken
バージンパルプ原料	 FSC 森林認証制度  SGEC/PEFC ジャパン  PEFC 間伐材マーク

2 文具類

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

以下、一部抜粋して記載する。

次の①②いずれかの要件を満たすこと。

- ①文具類共通基準又は個別基準を満たすこと。
- ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

文具類共通基準

【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】

- ・ ・プラスチック重量比で再生プラスチック配合率 40%以上（ポストコンシューマ材料は 20%以上）又はバイオマスプラスチックを使用

【金属を除く主要材料が木質の場合】

- ・ ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材の使用

【金属を除く主要材料が紙の場合】

- ・ ・古紙パルプ配合率 50%以上
- ・ ・バージンパルプの合法性の担保

【大部分の材料が金属類の場合】

- ・ ・原材料使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化
- ・ ・異種材料間の易分解性（安全性の観点から必要性のある部品を除く）

【主要材料に木質又は紙が含まれる場合（古紙パルプ配合率 100%品を除く）】

- ・ 合法性の確認が必要

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

用途	推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
		優先順位 1	優先順位 2
筆記用具	シャープペンシル ・ノック式（ホルダー式）、回転式、複合筆記具	 グリーン購入法適合  グリーン購入法適合商品  エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	 GPN エコ商品 ネット掲載  G 法 適合 「エコ商品ネット」掲載商品  FSC FSC 森林認証制度 (紙・木質)  SGEC SGEC/31-01-01  PEFC PEFC/31-01-01 SGEC/PEFC ジャパン (紙・木質)  間伐材マーク (紙・木質)  バイオマス No.000000 バイオマスマーク (プラスチック)
	シャープペンシル替芯		
	ボールペン		
	マーキングペン ・蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカー、ペイントマーカー、名前書き用、サインペン、ホワイトボード用、OHP用、筆ペン、万年筆等 ・詰替用は対象外		
	鉛筆 ・色鉛筆含む ・クレヨン、クレパスは対象外		
印章・ スタンプ台	スタンプ台 ・補充インキは対象外	 エコマーク	
	朱肉 ・補充用朱油・朱液は対象外		
	印章セット		
	印箱		
	公印		
	ゴム印 ・年契品の彫刻ゴム印、鋳造ゴム印は対象外		
	回転ゴム印 ・年契品の自動印、ナンバリング、チェックライター等は対象外		
図案・ 製図用具	定規 ・直線定規、三角定規、分度器等 ・製図機、製図台、コンパスは対象外		
一般事務 用品	トレー ・書類用、小物用、ペン用、硬貨用、決裁箱等		
	消しゴム ・砂消し、ペン型等含む		
	ステープラー（汎用型）〈ホッチキス等〉 ・No.10 の針使用のハンディタイプのもの ・タッカー、電動タイプ対象外		

用途	推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
		優先順位 1	優先順位 2
一般事務用品	ステープラー（汎用型以外） ・汎用型以外と針を用いないもの ・タッカー、電動タイプは対象外	グリーン購入法適合 グリーン購入法適合商品 エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例 エコマーク	GPN エコ商品 ねっと掲載 G 法 適合 「エコ商品ねっと」掲載商品  FSC 森林認証制度 (紙・木質)   SGEC/PEFC ジャパン (紙・木質)  間伐材マーク (紙・木質)  バイオマス No.000000 バイオマスマーク (プラスチック)
	ステープラー針リムーバー		
	連射式クリップ（本体）〈ガチャック等〉		
	事務用修正具（テープ） ・交換用カートリッジ、カバーテープ等含む		
	事務用修正具（液状） ・補充液は対象外		
	クラフトテープ		
	布粘着テープ（布粘着プラスチック製クロステープを含む。）		
	両面粘着紙テープ		
	製本テープ ・ホットメルト樹脂タイプ含む		
	ブックスタンド ・ブックエンド、デスクラック、パンフレットスタンド等含む		
	ペンスタンド ・ペンホルダー等含む		
	クリップケース ・ゼムボックス、マグネットボックス等含む		
	はさみ		
	マグネット（玉） ・フック、クリップは対象外		
	マグネット（バー）		
	テープカッター ・机上用、ハンディタイプ、テープ付含む		
	パンチ（手動）		
	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）		
	紙めくりクリーム		
	鉛筆削り（手動）		
	OAクリーナー（ウェットタイプ） ・詰替用は対象外		
	OAクリーナー（液タイプ） ・ボトル、スプレー、ミスト、泡タイプ等 ・詰替用は対象外		
	ダストブロワー（エアダスター）		
	レターケース ・デスクチェスト、小物キャビネット等含む		
	メディアケース ・箱状のもの、ブックタイプのもの		
	マウスパッド		

用途	推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
		優先順位 1	優先順位 2
一般事務用品	OAフィルター（枠あり）	 グリーン購入法適合	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	丸刃式紙裁断機 ・ペーパーカッター、デスクカッター等		
	カッターナイフ		
	カッティングマット（カッターマット）		
	デスクマット		
	OHP フィルム ・ラミネートフィルムは対象外		
絵画用品	絵筆 ・刷毛は対象外	 グリーン購入法適合商品  エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	 FSC 森林認証制度（紙・木質）
	絵の具 ・ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具 ・ペンキは対象外		
	墨汁		
事務用のり	のり（液状）（補充用を含む）	 エコマーク	 SGEC/PEFC ジャパン（紙・木質）
	のり（澱粉のり）（補充用を含む）		
	のり（固形）（補充用を含む）		
	のり（テープ）（補充用を含む）		
ファイル・ バイダー類	ファイル ・穴を開けてとじる各種ファイル （フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Zファイル） ・穴を開けずに閉じる各種ファイル （フォルダー、ホルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、ピン式ファイル、パンフレットファイル、スライド式ファイル、用箋狭（クリップボード）、図面ファイル、図面ケース、ケースファイル等） ・コンピュータ用データファイル （キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式） ・その他書類等をまとめて保管するための表紙・ケース・ホルダー類全般 （替表紙、板目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類・文書用保存箱（イージーキャビネット）、サンプルボックス、チャック付ケース等）		 間伐材マーク（紙・木質）  バイオマスマーク（プラスチック）
	バイダー ・MP、リング、その他、コンピュータ用等		
	ファイリング用品 ・背見出し、ポケット、仕切り紙等		
	アルバム（台紙を含む） ・台紙式、ポケット式、工事用等		
	つづりひも		
	カードケース		

用途	推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
		優先順位 1	優先順位 2
紙製品	事務用封筒（紙製）	グリーン 購入法 適合 グリーン購入法適合商品 エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	GPN エコ商品 ねっと掲載 G 法 適合 「エコ商品ねっと」掲載商品  FSC 森林認証制度 (紙・木質)   SGEC/PEFC ジャパン (紙・木質)  間伐材マーク (紙・木質)  バイオマス No.000000 バイオマスマーク (プラスチック)
	窓付き封筒（紙製）		
	けい紙 ※模造紙、方眼紙、レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ、メモ帳、原稿用紙、伝票、便せん、計算用紙・集計用紙、社内用紙等		
	起案用紙		
	ノート		
	パンチラベル		
	タックラベル ※宛名用、タイトル用、OA用		
	インデックス		
	付箋紙 ※ロールタイプ含む		
その他	付箋フィルム ※ロールタイプ含む	 エコマーク	
	黒板拭き		
	ホワイトボード用イレーザー		
	額縁 ※フレーム、パネル等含む		
	ごみ箱		
	リサイクルボックス ・多段式、連結式含む		
	缶・ボトルつぶし機（手動）		
	名札（机上用）（カード立て）		
	名札（衣服取付型・首下げ型）		
	鍵かけ（フックを含む）		
	チョーク		
	グラウンド用白線		
	梱包用バンド ・紙ひも等		

3 オフィス家具等

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
いす ※回転いす、折りたたみいす、ソファ、ベンチ、教室用いす等		 
机 ※デスク、テーブル、カウンター作業台等含む		「エコ商品ねっと」掲載商品
棚 ※ラック、書架、物品棚、移動棚、パンフレットスタンド等含む		
収納用什器（棚以外） ※システム収納、キャビネット、ロッカー、小型の収納、ワゴン等含む	カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	FSC 森林認証制度 (紙・木質)
ローパーティション		 
コートハンガー	エコマーク	SGEC/PEFC ジャパン (紙・木質)
傘立て		
掲示板 ※展示パネル、案内板（インフォメーションボード）等含む		間伐材マーク (紙・木質)
黒板 ※電子黒板、キャプチャーボード等含む		
ホワイトボード		バイオマス No.000000
個室ブース		バイオマスマーク (プラスチック)
ディスプレイスタンド		

【備考】 いす、机、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブースに関しては、木製、プラスチック製、紙製の製品を対象とする。
棚、収納用什器、ディスプレイスタンドについては、木製、プラスチック製、紙製に加え、大部分の材料が金属類である製品も対象とする。

【参考】（一社）日本オフィス家具協会（JOIFA）「グリーン購入法の手引き［オフィス家具等］」
<https://www.joifa.or.jp/useful/eco.html>

4 OA機器（画像機器等）

（１）判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

（２）判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
コピー機（複写機）	 グリーン購入法適合商品   カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例  エコマーク  ENERGY STAR 国際エネルギースタープログラム（エネスタ） ※OA 機器のみ	 GPN エコ商品 ネット掲載  G 法 適合 「エコ商品ネット」掲載商品
複合機		
拡張性のあるデジタルコピー機		
プリンタ		
プリンタ複合機		
ファクシミリ		
スキャナ		
プロジェクト		
トナーカートリッジ ・トナー容器、感光体、現像ユニットの いずれか 2 つ以上組み合わせたもの		
インクカートリッジ ・インクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジ ・容器にインクを補充するタイプは対象外		

5 O A機器（電子計算機等）

（1）判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

（2）判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
電子計算機（パソコン） ・対象は、サーバ型電子計算機とクライアント型電子計算機（ノート PC、デスクトップ PC 等） ・タブレット PC は対象外。 ・対象機種は、適用する基準（省エネ法又は国際エネルギースタープログラム）の対象範囲と同一	 グリーン購入法適合  グリーン購入法適合商品  エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	
磁気ディスク装置	 エコマーク ※パソコン、ディスプレイ、記録用メディアのみ	 GPN エコ商品 ねっと掲載  G 法適合 「エコ商品ねっと」掲載商品
ディスプレイ	 ENERGY STAR 国際エネルギースタープログラム（エネスタ） ※パソコン、ディスプレイのみ	
記録用メディア（CD、DVD、BD） ・判断の基準はケースに適用 ・ケースはスリムタイプ（5mm 程度以下）又はスピンドルタイプのもの ・USBメモリ、SDカードは対象外	 省エネ性マーク ※パソコン、磁気ディスク装置のみ	

6 O A機器（オフィス機器等）

（1）判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

（2）判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
シュレッダー	   カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	
デジタル印刷機	 エコマーク ※シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計のみ	
掛時計 次のいずれかに該当するもの ・太陽電池式 ・太陽電池＋一次電池（5年以上使用可能）式 ・一次電池（5年以上使用可能）式		  「エコ商品nett」掲載商品
電池式卓上計算機（電卓）	 J I Sマーク ※アルカリ・小型充電式電池のみ	
一次電池又は小型充電式電池 ・単 1～単 4 形が対象 ・一次電池はアルカリ相当以上（マンガン電池は非適合） ・小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等		

7 携帯電話等

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
携帯電話		
PHS	 	 
スマートフォン	カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	「エコ商品ねっと」掲載商品

8 家電製品

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
電気冷蔵庫 ・対象機種は、省エネ法の対象機種と同一	 グリーン購入法適合	
電気冷凍庫 ・対象機種は、省エネ法の対象機種と同一	 グリーン購入法適合商品  エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	
電気冷凍冷蔵庫 ・対象機種は、省エネ法の対象機種と同一	 エコマーク ※テレビのみ	 GPN エコ商品 ネット掲載  G 法 適合 「エコ商品ネット」掲載商品
テレビジョン受信機 ・対象機種は、省エネ法の対象機種と同一		
電気便座 ・対象機種は、省エネ法の対象機種と同一	 統一省エネラベル	 ナンフロンマーク ※冷蔵庫のみ
電子レンジ ・オープンレンジ含む ・対象機種は、省エネ法の対象機種と同一	 省エネ性マーク	

9 エアコン等

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ・対象機種は、省エネ法の対象機種と同一 ・除湿器、扇風機、サーキュレーター等は対象外	グリーン購入法適合 グリーン購入法適合商品 エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例 統一省エネラベル ※家庭用エアコンディショナーのみ 省エネ性マーク ※ストーブのみ JISマーク ※ガスヒートポンプ式冷暖房機のみ	GPN エコ商品 ねっと掲載 G 法 適合 「エコ商品ねっと」掲載商品

ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・対象機種は、省エネ法の対象機種と同一		
ストーブ ・対象機種は、省エネ法の対象機種と同一（燃料がガス又は灯油のみ）		

10 温水器等

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
ヒートポンプ式電気給湯器 ・対象機種は、省エネ法の対象機種と同一	 グリーン購入法適合	
ガス温水機器 ・対象機種は、省エネ法の対象機種と同一	 グリーン購入法適合商品  エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	
石油温水機器 ・対象機種は、省エネ法の対象機種と同一	 統一省エネラベル	 GPN エコ商品 ネット掲載  G 法 適合 「エコ商品ネット」掲載商品
ガス調理機器 ・対象機種は、省エネ法の対象機種と同一	 省エネ性マーク	

1 1 照明

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
LED 照明器具 ・対象は、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、 じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する LED 照明器具並びに投光器及び防犯灯 ・卓上スタンドは対象外	 グリーン購入法適合商品  エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	
LED を光源とした内照式表示灯 ・対象は、表示板、案内板等	 エコマーク ※電球形 LED ランプのみ	 GPN エコ商品 ネット掲載  G 法 適合 「エコ商品ネット」掲載商品
電球形 LED ランプ ・対象は、一般照明用の電球形 LED ランプのみ		

1 2 自動車等

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

以下、一部抜粋して記載する。

推進品目	判断の基準		対応する グリーン購入法基本 方針の表
	基準値 1	基準値 2	
乗用車	・ 電動車等であること（2 段階の判断の基準の設定なし） ・ ハイブリッド自動車は 2030 年度燃費基準値 80%達成レベル以上であること、かつ、令和 2（2020）年度燃費基準値以上であること ・ カーエアコン冷媒の地球温暖化係数は 150 以下であること（令和 8 年度まで経過措置適用）		ハイブリッド自動車 は表 1（排ガス基準）及び表 2（燃費基準）
小型貨物車	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両（2022 年度燃費基準 90%達成）	表 1（排ガス基準） 表 4－1（ガソリン、軽油燃費基準） 表 4－2（LPG）
トラック等	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両（2025 年度燃費基準 95%達成）	表 6（燃費基準）

【対象範囲・定義】

- ・ 電動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- ・ 次世代自動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
乗用車		  「エコ商品ねっと」掲載商品   燃費基準達成車ステッカー 低排出ガス車認定ステッカー
小型バス		  燃費基準達成車ステッカー 低排出ガス車認定ステッカー
小型貨物車		  「エコ商品ねっと」掲載商品   燃費基準達成車ステッカー 低排出ガス車認定ステッカー
バス等、トラック等、トラクタ		  燃費基準達成車ステッカー 低排出ガス車認定ステッカー
乗用車用タイヤ ・スタッドレスタイヤは対象外	 低燃費タイヤ統一マーク	  「エコ商品ねっと」掲載商品
2サイクルエンジン油	 エコマーク	  「エコ商品ねっと」掲載商品

13 消火器

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
消火器 ・粉末 A B C 消火器が対象 ・消火薬剤の詰替用含む ・エアゾール式、船舶用、航空機用は対象外	グリーン購入法適合 グリーン購入法適合商品 エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例  エコマーク	GPN エコ商品 ねっと掲載 G 法適合 「エコ商品ねっと」掲載商品

1 4 制服・作業服等

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
制服 作業服 帽子 靴 ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象	 グリーン購入法適合  グリーン購入法適合商品  エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例  エコマーク (条件あり)  エコユニフォームマーク (制服・作業服のみ)  PETボトル 再利用率 P E Tボトルリサイクル推奨マーク	 GPN エコ商品 ねっと掲載  G 法 適合 「エコ商品ねっと」掲載商品

15 インテリア・寝装寝具

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
カーテン 布製ブラインド ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象	   カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	
金属製ブラインド	 エコマーク  PET ボトル再利用品 PET ボトルリサイクル推奨マーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品
タイルカーペット		
タフテッドカーペット 織じゅうたん		
ニードルパンチカーペット		
毛布 ・ポリエステル繊維を使用した製品が対象		
ふとん ・ポリエステル繊維又は再使用した詰物を使用した製品が対象	 フレームマーク ※ベッドフレームのみ	 衛生マットレス ※マットレスのみ
ベッドフレーム ・金属製のものは対象外 ・医療用、介護用、高度医療に用いるもの等は対象外		
マットレス ・高度医療に用いるものは対象外		

16 作業手袋

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
作業手袋（軍手） ・主要材料が繊維の製品が対象 ・革製、ゴム製等の手袋は対象外	 グリーン購入法適合  グリーン購入法適合商品  エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例  エコマーク	 GPN エコ商品 ネット掲載  G 法 適合 「エコ商品ネット」掲載商品

17 その他繊維製品

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

(2) 判断の目安

推進品目について以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
集会用テント ※ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象		
ブルーシート ※ポリエチレンを使用した製品が対象	  カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	
防球ネット ※ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品及びポリエチレンを使用した製品が対象		  「エコ商品ねっと」掲載商品
旗 のぼり 幕（横断幕、懸垂幕） ※ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品及びポリエチレンを使用した製品が対象	 エコマーク  PET ボトルリサイクル推奨マーク	
モップ		

18 設備

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
太陽光発電システム（公共・産業用）	 グリーン購入法適合  グリーン購入法適合商品  エコマーク認定商品 カatalog等でのグリーン購入法適合品の表記例  エコマーク	 GPN エコ商品 ネット掲載  G 法 適合 「エコ商品ネット」掲載商品
太陽熱利用システム（公共・産業用）		
燃料電池		
エネルギー管理システム		
生ゴミ処理機		
節水機器		
日射調整フィルム		
低放射フィルム		

19 災害備蓄用品

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

毛布は「15 インテリア・寝装寝具」を、作業手袋は「16 作業手袋」を、テントは「17 その他繊維製品」を、ブルーシートは「17 その他繊維製品」を参照すること。

(2) 判断の目安

推進品目について以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

用途	推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
		優先順位 1	優先順位 2
飲料水・食料	災害備蓄用飲料水	グリーン購入法適合 グリーン購入法適合商品 エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	GPN エコ商品 ねっと掲載 G 法 適合 「エコ商品ねっと」掲載商品
	アルファ化米		
	保存パン		
	乾パン		
	レトルト食品等		
生活用品・資材	栄養調整食品	ちきゅうにやまのり エコマーク PETボトル 再利用品 PET ボトルサイクル推奨マーク	
	フリーズドライ食品		
	毛布、作業手袋、 テント、ブルーシート		
	備蓄用作業服		
	一次電池 (単 1 形～単 4 形)		
	非常用携帯燃料		
	携帯発電機 ・定格出力が 3 k V A 以下の もの		
	非常用携帯電源		

20 公共工事

(1) 判断の基準

契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる、グリーン調達基本方針表 1 に示す資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。

本市独自の「判断の基準」「配慮基準」は以下のとおり。

推進品目		判断の基準 配慮事項
品目分類	品目名	
アスファルト混合物	一般廃棄物溶融スラグ 混入再生加熱アスファ ルト混合物	【判断の基準】 ○一般廃棄物溶融スラグが骨材として含まれていること。 ○一般廃棄物溶融スラグの品質は、JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）の基準に適合していること。 【配慮事項】 ○一般廃棄物溶融スラグは堺市のクリーンセンター臨海工場で製造されたものであること。
	一般廃棄物溶融スラグ 混入アスファルト混合物	【判断の基準】 ○一般廃棄物溶融スラグが骨材として含まれていること。 ○一般廃棄物溶融スラグの品質は、JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）の基準に適合していること。 【配慮事項】 ○一般廃棄物溶融スラグは堺市のクリーンセンター臨海工場で製造されたものであること。
埋め戻し材	一般廃棄物溶融スラグ	【判断の基準】 ○埋め戻し材として、一般廃棄物溶融スラグが使用されていること。 ○一般廃棄物溶融スラグの品質は、JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）の基準に適合していること。 【配慮事項】 ○一般廃棄物溶融スラグは堺市のクリーンセンター臨海工場で製造されたものであること。
	再生コンクリート砂 (RC-10)	【判断の基準】 ○埋め戻し材として、再生コンクリート砂が使用されていること。 ○六価クロムについて、土壌の汚染に係る環境基準に適合（0.05mg/l 以下）していること。 ※環境庁告示第 46 号に規定される測定方法に基づく溶出試験による。

推進品目		判断の基準 配慮事項
品目分類	品目名	
コンクリート及びコン クリート製品	一般廃棄物溶融スラグ 混入コンクリート 2 次製 品	【判断の基準】 ○一般廃棄物溶融スラグが骨材として含まれていること。 ○一般廃棄物溶融スラグの品質は、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）の基準に適合していること。 【配慮事項】 ○一般廃棄物溶融スラグは堺市のクリーンセンター臨海工場で製造されたものであること。
舗装材	一般廃棄物溶融スラグ 混入舗装用ブロック	【判断の基準】 ○舗装用ブロックとして使用する一般廃棄物溶融スラグ骨材 w の品質は、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）の基準に適合していること。 【配慮事項】 ○一般廃棄物溶融スラグ骨材は堺市のクリーンセンター臨海工場で製造されたものであること。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

★印は本市で独自に設定した品目分類と品目名を表す。

【資材】

推進品目		判断の目安となる ラベル・表示等
品目分類	品目名	
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	グリーン 購入法 適合 グリーン購入法適合商品 エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例  エコマーク
	土工用水砕スラグ	
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
コンクリート用スラグ 骨材	高炉スラグ骨材	
	フェロニッケルスラグ骨材	
	銅スラグ骨材	
	電気炉酸化スラグ骨材	
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
	中温化アスファルト混合物	
	★一般廃棄物溶融スラグ混入再生加熱アスファルト混合物	
	★一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物	
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
	再生骨材等	
★埋め戻し材	★一般廃棄物溶融スラグ	
	★再生コンクリート砂（RC-10）	
小径丸太材	間伐材	
混合セメント	高炉セメント	
	フライアッシュセメント	
セメント	エコセメント	
コンクリート及びコン クリート製品	透水性コンクリート	
	★一般廃棄物溶融スラグ混入コンクリート 2 次製品	
鉄鋼スラグ水和固 化体	鉄鋼スラグブロック	

【資材】

推進品目		判断の目安となる ラベル・表示等
品目分類	品目名	
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	グリーン 購入法 適合 グリーン購入法適合商品 エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例  エコマーク
塗料	下塗用塗料（重防食）	
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
	高日射反射率塗料	
防水	高日射反射率防水	
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
	★一般廃棄物溶融スラグ混入舗装用ブロック	
園芸資材	バークたい肥	
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
道路照明	LED 道路照明	
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
タイル	セラミックタイル	
建具	断熱サッシ・ドア	
製材等	製材	
製材等 フローリング	集成材	
	合板	
	単板積層材	
	直交集成板	
	フローリング	
再生木質ボード	パーティクルボード	
	繊維板	
	木質系セメント板	
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	

【資材】

推進品目		判断の目安となるラベル・表示等
品目分類	品目名	
ビニル系床材	ビニル系床材	グリーン購入法適合 グリーン購入法適合商品 エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例 エコマーク
断熱材	断熱材	
照明機器	照明制御システム	
変圧器	変圧器	
空調用機器	吸収冷温水機	
	氷蓄熱式空調機器	
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
	送風機	
	ポンプ	
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
衛生器具	自動水栓	
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
	大便器	
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
	合板型枠	

【建設機械】

推進品目		判断の目安となるラベル・表示等
品目分類	品目名	
—	排出ガス対策型建設機械	
	低騒音型建設機械	

【工法】

推進品目		判断の目安となるラベル・表示等
品目分類	品目名	
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	

コンクリート塊再生 処理工法	コンクリート塊再生処理工法
舗装（表層）	路上表層再生工法
舗装（路盤）	路上再生路盤工法
法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法

【目的物】

推進品目		判断の目安となるラベル・ 表示等
品目分類	品目名	
舗装	排水性舗装	
	透水性舗装	
屋上緑化	屋上緑化	

2 1 - 1 役務（印刷〔外部発注〕）

（1）判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

以下、一部抜粋して記載する。

【オフセット印刷・デジタル印刷共通事項】

「基準値 1」は下記の 1 から 5 全てを満たすこと。

「基準値 2」は下記の 1 から 4 全てを満たすこと。

1. 「**1 紙類**」の判断の基準を満たす情報・印刷用紙の使用（冊子の表紙は除く）
2. リサイクル適性 A ランク用の紙、インキ等の資材の使用
※印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載
3. 印刷物へのリサイクル適性の表示
※納入事業者が資材確認票の提出を求めること等により確認
4. 印刷工程における環境配慮の実施
5. 次の①～⑤のいずれかの要件を満たす事業者又は印刷物であること。
 - ① 環境マネジメントシステムの認定取得
 - ② 環境報告書等の作成・公表
 - ③ 印刷物のカーボンフットプリントの算定・開示
 - ④ カーボン・オフセットされた印刷物
 - ⑤ グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定取得の取得

【個別事項】

＜オフセット印刷＞

1. バイオマス含有インキの使用（植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキ）
2. NL 規制（印刷インキ工業連合会）適合インキの使用

＜デジタル印刷＞

1. 化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用

印刷方式等	化学安全性の定義
オフセット印刷	1. NL 規制適合 2. SDS を備えている
デジタル印刷	
電子写真方式 （乾式トナー）	1. 次の物質の意図的添加がない RoHS 指令物質、EU の R フレーズ物質 危険シンボル、アゾ基着色剤 2. Ames 試験で陰性である 3. SDS を備えている
電子写真方式 （湿式トナー） インクジェット方式	1. NL 規制適合又は RoHS 指令適合 2. SDS を備えている

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断基準	
	優先順位 1	優先順位 2
印刷 - 紙製の印刷物（報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等）を印刷する役務が対象 - 文具類（封筒、けい紙、起案用紙等）等、他の品目として調達する場合は印刷役務の対象外	 エコマーク  グリーンプリンティング 認定制度  NL マーク  植物油インキマーク  Waterless[®] Printing. Naturally. バタフライロゴ	

2 1 - 2 役務（印刷以外）

（1）判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

（2）判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
省エネルギー診断		
食堂 ・庁舎又は敷地内において委託契約等により営業する食堂が対象。		
自動車専用タイヤ更生 ・対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。	 JIS マーク	
自動車整備		
庁舎管理		
加煙試験 ・消防設備点検業務等において実施されるものをいう。		
清掃	 エコマーク	
タイルカーペット洗浄 ・敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離、分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。		
機密文書処理		
	 エコマーク	

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
植栽管理 ・庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理が対象。 害虫防除 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律を基本に、 庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他の人の健康を損 なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除。		
輸配送 ・国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等） 及びメール便の配送の委託。 旅客輸送 ・一般貸切旅客自動車（バス）、一般乗用旅客自動車 （タクシー）の利用の契約。		
庁舎等において営業を行う小売業務 ・庁舎又は敷地内において委託契約等により営業を行う小売 業務が対象。		
クリーニング		
飲料自動販売機設置 ・缶・ボトル飲料、紙容器飲料及びカップ式飲料自動販売機 の設置を対象とする。 ・常温保存、小型の卓上型、電子冷却等は対象外。		
引越輸送 ・庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア 内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送 業務及びこれに付随する梱包・開梱、配置、養生等の役 務。 ・美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管 理等が必要となる特殊な品目を除く。		
会議運営 ・委託契約等により会議の運営を含む業務。会議の運営単 体だけでなく、他の役務において会議体の設置、運営を含 む場合にも適用する。		
印刷機能等提供業務 ・保守業務を含む以下のいずれかの業務 ア. 機器の導入及び保守業務及び消耗品の供給業務 イ. 機器の導入及び保守業務 ウ. 保守業務及び消耗品の供給業務		

22 ごみ袋等

(1) 判断の基準

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7（2025）年 1 月）」の別記に準ずる。

以下、一部抜粋して記載する。

1. 次のいずれかの要件を満たすこと。

次のア若しくはイのいずれかの要件を満たし、並びにウ及びエの要件を満たすこと。

ア. バイオマスプラスチック 25%以上使用（バイオベース合成ポリマー含有率 25%以上）

イ. 再生プラスチック 40%以上使用

ウ. 上記 1.ア又は 1.イに関する情報の表示

エ. プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用

2. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

(2) 判断の目安

推進品目についている以下のようなラベル・表示等を確認する。

優先順位 1 は、「グリーン調達適合品であるもの」「判断する際に確認が必要なもの」。

優先順位 2 は、「グリーン調達適合品である可能性が高いもの」「判断の参考になるもの」。

推進品目	判断の目安となるラベル・表示等	
	優先順位 1	優先順位 2
ごみ袋 ・一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製の ごみ袋	 グリーン購入法適合商品  エコマーク認定商品 カタログ等でのグリーン購入法適合品の表記例	 「エコ商品ねっと」掲載商品  G 法適合  エコマーク  バイオマスプラスチックマーク  バイオマスマーク

(参考 1) 判断の目安となるラベル・表示等の一覧

ラベル・表示等	ラベル・表示等の趣旨等	発行機関
エコマーク 	ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。 https://www.ecomark.jp/	(公財) 日本環境協会 エコマーク事務局
国際エネルギースターロゴ 	パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク。 https://www.energystar.go.jp/	経済産業省
省エネラベル 	省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示。 https://www.eccj.or.jp/labeling/	経済産業省
大阪府リサイクル製品認定マーク 	府内で排出・再生されたりリサイクル製品について、大阪府リサイクル製品認定制度の認定基準を満たす製品につけられるマーク。 https://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkenkan/recycle-products/	大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室
間伐材マーク 	間伐材を用いた製品に表示。 http://www.zenmori.org/kanbatsu/mark/	全国森林組合連合会
燃費基準達成車ステッカー 	自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車の燃費性能に係る車体表示を実施。 https://www.mlit.go.jp/common/001385901.pdf	国土交通省
低排出ガス車認定ステッカー 	自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定する制度。 https://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas.htm	国土交通省

ラベル・表示等	ラベル・表示等の趣旨等	発行機関
CFP（Carbon Footprint of Products）マーク 	商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO2に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組み。 https://www.cfp-japan.jp/about/	一般社団法人サステナブル経営推進機構
エコリーフ環境ラベル 	資源採取から製造、物流、使用、廃棄・リサイクルまでの製品の全ライフサイクルにわたって、LCA（ライフサイクルアセスメント）による定量的な環境情報を開示。 http://www.ecoleaf-jemai.jp/about/	一般社団法人サステナブル経営推進機構

(参考 2) 環境物品等に関する情報の入手先一覧

入手先	ホームページアドレス
グリーン購入法適合品検索「エコ商品ねっと」	https://www.gpn.jp/econet/
グリーン購入法適合商品、エコマーク商品掲載サイト「Green Station+」	https://g.greenstation.net/
大阪府認定リサイクル製品	https://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/recycle-products/list.html
低排出ガス認定自動車に関する公表	https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000014.html
自動車の燃費性能に関する公表	https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html